

平成23年度児童クラブ
入会申込のご案内

4月から児童クラブに入会（継続入会も含む）を希望する保護者は、入会の申し込み手続きを行ってください。



児童クラブとは

下校時（土曜日、夏休みなどは午前8時半）から午後6時までの間、児童の生活の場を確保し、遊びを通じた健全育成活動を行います。（日曜日、祝日は除く）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童

月額3千円

※別に冷暖房費として、夏期（7、8月）および冬期（1、2月）に月額1千円

※活動費は別に必要

児童クラブの場所

児童クラブ名	設置場所
第一児童クラブ	第一小学校内の教室
第二児童クラブ	第二小学校児童クラブ室
第三児童クラブ	第三小学校内の教室
第四児童クラブ	第四放課後児童センター

申請について

▽申請書配布開始日：1月7日（金）

▽受付期間：1月11日（火）～28日（金）午前8時半～午後5時15分（正午～午後1時、土、日曜日を除く）に民生課へ申し込み

※継続入会については、各児童クラブで申請書を配布、受け付けます



問 民生課 ☎820・5635

障害者の手当について

重度の身体、知的または精神障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする人などに対しての手当があります。

	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当
対象者	障害があるため、または長期にわたり安静を必要とする病状であるため日常生活で常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童	国民年金法1級程度の重度の障害、または身体障害者手帳1・2級程度の重複障害があり、日常生活において基本的な動作のほとんどに介護が必要な在宅の20歳以上の人	重度の障害の状態にある20歳未満の児童を在宅で監護する父、もしくは母または父母に代わって監護する人（所得制限あり）
支給月額（平成22年度）	14,380円	26,440円	50,750円（1級） 33,800円（2級）

問 福祉課 ☎820・5605

身体障害者自動車
改造費給付について

①1級から4級の上肢・下肢・体幹機能障害の手帳をお持ちの人
※事前（改造前）申請が必要

※過去2年間で制度を利用した人は対象外

※所得制限あり

②身体障害者自らが所有し運転する自動車の改造に必要な費用を助成

▽給付額：10万円以内

▽手続きに必要なもの：

- ①運転免許証
- ②自動車検査証
- ③身体障害者手帳
- ④印鑑
- ⑤改造費の見積書



問 福祉課 ☎820・5605

オストメイトマークについて



このマークは、人工肛門・人口膀胱を使用している人（オストメイト）のためのオストメイト対応トイレの入口に表示されています。

このトイレは、排泄物の処理、ストーマ装具の交換・装着、ストーマ周辺皮膚の清拭・洗浄、衣服・使用済み装具の洗浄・廃棄などができるよう配慮がされています。

町内のオストメイト対応トイレは、役場庁舎、町民会館、西部地域健康センターの3カ所にあります。

問 福祉課 ☎820・5605

保険年金

年金の請求をお忘れではありませんか？

●厚生年金の加入期間のある人で「65歳になってから年金を受け取るう」と思っている人へ

厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす人に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金」は、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。

請求が遅れると時効に

よって直近5年を超える部分の年金が受け取れなくなる場合がありますので、速やかに請求を行ってください。

※特別支給の老齢厚生年金とは、65歳前に受け取ることができると老齢厚生年金です

●60歳以上で会社にお勤めの人へ

現在、会社にお勤めの人も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求手続きを行ってください。給与の額などに応じて、

604

問 広島南年金事務所 ☎253・7710、住民課 ☎820・5604

地域包括支援センターにおまかせください！(3)



あなたの周りに虐待を受けていると思われる高齢者はいませんか？

◆虐待の内容

- ・身体的虐待：殴る蹴るなどの暴力的行為
- ・心理的虐待：著しい暴言や無視、嫌がらせ
- ・介護放棄：必要な介護サービスを利用させない、衰弱させるような著しい減食、長時間の放置
- ・経済的虐待：年金や預貯金を勝手に使う、日常生活に必要な金銭を渡さないなどの行為

◆早めにご一報を！

「虐待かもしれない」と思ったら、地域包括支援センター（☎820-5615）、民生委員に連絡してください。通報の秘密は守られます。

事実関係などを確認し、高齢者や介護者を支える取り組みをします。

問 福祉課 ☎820-5605

子育て支援センター
エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
14日（金）	9:30	にこにこベビー（1歳～1歳5ヵ月）
18日（火）	10:30	子育て懇談会（金澤綾子）
21日（金）	9:30	とことこエンゼル（1歳6ヵ月～2歳5ヵ月）
25日（火）	10:30	子育てなるほど講座（テーマ「しつけ」）
28日（金）	9:30	わくわくキッズ（2歳6ヵ月以上）
2月4日（金）	9:30	ふわふわベビー（11ヵ月までの乳児、妊婦）

※毎月の予定表は、子育て支援センター、各公民館、図書館などに置いてあります。お気軽にお問い合わせください。

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場 所
20日（木）	9:30	中央ふれあい館
26日（水）		東部地域健康センター

●おひさまルーム（上記以外の日程の9:30～11:30）

●午後はオープンスペース「ほっとるーむ」（月～金曜日13:00～15:30）

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●「うたとおはなしの広場」（第1・3金曜日14:30～15:00）

●「子育てなるほど講座」（第4火曜日10:30～11:30）

●相談事業

月～金曜日の13:00～17:00は電話相談、個別相談（要予約）、訪問相談（要予約）をお受けします。

●チャイルドシート、ジュニアシート、幼児二人同乗用自転車、自転車幼児用座席の貸し出し
町内に居住している人に臨時的、短期的な貸し出しを行っています。1ヵ月前から予約ができます。手続きには印鑑が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター（西部地域健康センター内） ☎820-5502 ☎820-5503
開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日9:30～17:00
（子育て相談（要予約）月～金曜日 13:00～17:00）

